

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第二十四号

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例（令和五年三月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第五号」の下に「及び第六号」を加え、同条第六号中「奈良県砂防指定地管理条例」を「奈良県砂防指定地等管理条例」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十条第一項の宅地造成等工事規制区域及び同法第二十六条第一項の特定盛土等規制区域

附則第二項中「奈良県砂防指定地管理条例」を「奈良県砂防指定地等管理条例」に改める。

第二条 奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条中「及び第六号」を削り、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第二章（第十六条、第十七条及び第十九条第二項を除く。）から第四章までの規定は、第一条の規定による改正後の奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例（以下「第一条改正後条例」という。）第六条第六号に掲げる区域において同条に規定する太陽光発電施設を設置しようとする者のうち、同号に掲げる区域に該当することとなる日前に設置の工事に着手した者又は設置に係る森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の許可を求める申請、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四

条第一項若しくは第五条第一項の許可を求める申請、自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二十条第三項の許可を求める申請若しくは同法第三十三条第一項の規定による届出、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十八条第一項の許可を求める申請、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第三十五条の二第一項の許可を求める申請、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第一項の許可を求める申請、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十五条第四項の許可を求める申請若しくは同法第二十八条第一項の規定による届出、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を求める申請、奈良県立自然公園条例（昭和四十一年十二月奈良県条例第二十三号）第十七条第三項の許可を求める申請若しくは同条例第十九条第一項の規定による届出、奈良県自然環境保全条例（昭和四十九年三月奈良県条例第三十二号）第二十三条第四項の許可を求める申請若しくは同条例第二十五条第一項の規定による届出若しくは奈良県砂防指定地等管理条例（平成十七年三月奈良県条例第四十七号）第三条若しくは第六条の許可を求める申請を行った場合におけるこれらの申請又は届出に係る太陽光発電施設を設置しようとする者（第一条の規定による改正前の奈良県太陽光発電施設を設置及び維持管理等に関する条例第六条に規定する者を除く。）については、適用しない。

3 奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第十六条の規定は、第一条改正後条例第六条第六号の規定により太陽光発電施設の設置が規制されることとなった時において既に太陽光発電施設の設置に着手していることにより、当該規制の適用を受けないこととなる設置者については、適用しない。